

申告相談が始まります

2月2日(火)～3月15日(月)

会場や日程、時間の詳細は1月中旬に発送予定の「令和3年度市・県民税の申告相談日程表」をご覧ください。
 税務課 課税班 ☎30-0213

利用者識別番号が必要です

令和元年度の申告相談から、市が受けた確定申告の内容を電子データにより税務署へ送信しています。市が送信するには個別に16桁の「利用者識別番号」が必要です。

利用者識別番号が分かる書類を持参していただく方	持参の必要がない方 (市税務課で番号を把握しているため不要です)
令和2年分の申告から使用する目的で、新たに税務署にて利用者識別番号を取得した方	・既に利用者識別番号を取得され確定申告した方 ・昨年度の市の申告相談で確定申告し、番号の通知を受けた方

インターネットで確定申告ができます (e-Tax)

利用者識別番号またはマイナンバーカードで、e-Tax (国税電子申告・納税システム) により確定申告を行うことができます。申告相談会場での3密回避になるほか、大変便利な申告方法ですので、ぜひご利用ください。



インターネットで確定申告するメリット

- メリット①** 申告相談に出かける手間がかからず、待ち時間もありません。
- メリット②** 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。
- メリット③** 確定申告書や添付資料(源泉徴収票など)の印刷・送付を行う必要がありません。

こんな時でも安心なインターネットでの確定申告

Q 間違った内容で送信してしまわないか不安です。 → **A** 期限内(令和2年分は令和3年3月15日まで)であれば、再度作成して送信することができます。(最後に送信した確定申告データが優先されます。)

税務署からのお知らせ

- ◆確定申告書作成会場 大館税務署(大館市赤館町2-16)
※駐車可能台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関などをご利用ください。
- ◆設置期間 2月1日(月)～3月15日(月)
※土・日・祝日を除きます。
- ◆開設時間 9時～17時

※本人確認書類の提示が必要となりますので、マイナンバー記載の書類などをご持参ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで所得税、消費税および贈与税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。

スマートフォン専用画面の「確定申告書等作成コーナー」は、給与所得、雑所得(公的年金など)および一時所得に対応しています。

スマートフォンでの
確定申告書の作成・提出はこちら→



大館税務署 ☎0186-42-0671

新型コロナウイルス感染症対策

- ①申告書作成会場の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、税務署での当日配付とLINEによる事前発行があります。配付方法の詳細は、国税庁ホームページなどによりお知らせします。「入場整理券」の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- ②申告相談の来場者に対し、検温を実施します。検温の結果、熱が37.5度以上の来場者には入場をお断りします。
- ③ご来場の際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

受付時間と申告相談開始時刻

受付：8時～15時30分
申告相談開始時刻：8時30分

申告の事前準備をお願いします

来場前に、必要な書類に不備がないか確認をお願いします。申告できない場合や再度の来場が必要になる場合があります。

特に、事業所得(農業など)の申告を行う方は、事前に領収書などを整理・集計のうえ関係書類をお持ちいただくをお願いします。

また、収支内訳書や医療費の事前集計などの整理を終えていない方には、会場でご自身での記帳整理をお願いする場合があります。その場合、次にお待ちの申告者の相談対応を優先させていただくこともありますのでご了承ください。

確定申告に用いる医療費通知について

健康保険の医療費通知は、医療費控除の申告手続きに使用可能です。次のとおり発送する予定ですが、医療費通知が届く前に申告する場合は、すでに届いている医療費通知に加えて、医療機関などが発行した領収書を添付してください。

後期高齢者医療(10月～11月診療分)

◆発送時期 1月末

後期高齢者医療(12月診療分)

◆発送時期 2月末

国民健康保険(11月～12月診療分)

◆発送時期 3月中旬となることから、領収書を添付してください。

※医療費通知は再発行できません。

簡易申告により申告できる方

令和2年1月1日から12月31日までの間で、次の項目に一つでも該当する方は簡易申告書により各支所などに提出することができます。

簡易申告書の提出が必要な方

- ・収入が0円の方(「収入がない」という申告が必要)
- ・所得が非課税所得のみの方(遺族年金や障害者年金、雇用保険受給金など)
- ・所得税の確定申告が不要な方のうち、以下の条件を満たす方
 - ①所得の種類が、給与・農業・営業・不動産・公的年金・個人年金・報酬・シルバー人材センター配分金などのみであること
 - ②所得控除の種類が、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・扶養控除・配偶者控除・寡婦控除・ひとり親控除だけであること

簡易申告書の提出が不要な方

- ・所得税確定申告書を提出する方
- ・年末調整済みの給与所得者で、その給与以外に収入がなく、勤務先から「給与支払報告書」が鹿角市に提出されている方
- ・収入が公的年金のみで148万円(65歳未満は98万円)以下の方

※土地建物の売却、保険の満期、保険金の受取などの収入があった場合は、簡易申告書での申告はできません。
 ※医療費控除、医療費控除の特例、雑損控除、寄附金控除は、簡易申告書での申告はできません。

申告相談の受付前に検温を実施します。また、大変混雑しますので、感染予防のため、マスク着用のうえご来場ください。
 3密を避けるため、「郵送による申告」や「インターネットによる申告」の取り組みにご協力ください。